**【**御堂筋イルミネーション2022実証実験要領】

第１条　総則

御堂筋での現地施工にあたっては、施工期間が限られていることに加え、作業の効率化、出来栄え及び安全面の確保を図るため、現地施工着手に先立ち取付けにあたっては、樹木に設置するＬＥＤ等に風荷重をかけた場合や樹木への影響を考慮し、①設置に要する時間の把握。②施工に伴う問題点や取付け手法の問題点等の抽出。③設置・撤去業者の取付け練習。を実施することにより、本番の施工を安全かつ効率的に行えるようにするとともに、御堂筋での実証実験については、車両等の運転手への視界影響を検証するための確認を行う。

なお、取付けにあたっては、樹木に設置するＬＥＤストリングス等に風荷重をかけた場合や樹木への影響を考慮し、安全性が担保されて設置出来るか否か等、御堂筋の現地施工の検証も含めた実証実験を実施すること。

効率の良い取付方法を検討するために取付方法確認試験を事前に御堂筋以外の場所で実施すること。また、実証実験の実施前には、実行委員会と協議すること。

第２条　実証実験内容

実証実験に必要な資機材については、本業務受注者が調達するものとする。なお、実行委員会が保有している資器材を使用することができるものとする。

１　実施場所・日時

（１）大阪府内の公園のうち、大阪・光の饗宴実行委員会担当者（以下、「実行委員会担当者」という。）が指定する樹木（取付け樹木４本程度）（８月上旬頃）

【設置】実行委員会担当者が指定する日時

【撤去】設置日から１週間前後の実行委員会担当者が指定する日時

（２）御堂筋阪神前交差点から難波西口交差点間のうち、実行委員会担当者が指定する樹木

（取付け樹木７本程度）（８月下旬頃）

【設置】実行委員会担当者が指定する日時

【撤去】実行委員会担当者が指定する日時

２　実施方法

（１）公園内での実験

ア　樹木の幹と枝に、付近の歩道に設置した高所作業車を用いてＬＥＤストリングス等を取付ける。

イ　取付け対象とする樹木は、実行委員会担当者が指定する。

ウ　取付けにあたっては、「イルミネーション実施要領書」を作成し、記載内容を検証しつつ作業する。

エ　高所作業車の使用にあたっては、カラーコーン・コーンバーを設置するとともに、歩行者の監視誘導を担当する者を常に２名以上配置することで、歩行者の接近による事故を防止する。

また、作業現場付近には別紙の看板を設置し、御堂筋イルミネーションのための実験であることを歩行者に周知すること。

（２）御堂筋での実験

ア　樹木の幹と枝に、高所作業車を用いてＬＥＤストリングス等を取付ける。

イ　取付け対象とする樹木は、指定する。

ウ　取付けにあたっては、「イルミネーション実施要領書」を作成し、記載内容を検証しつつ作業する。

エ　高所作業車の使用にあたっては、カラーコーン・コーンバーを設置するとともに、歩行者の監視誘導を担当する者を常に２名以上配置することで、歩行者の接近による事故を防止すること。

　　オ　実験は警察立会いのもとで実施する予定であり、警察との協議・指導により、再度の実験が必要な場合がある。

３　作業日程

（１）府内公園

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 16:00 | 18:00 | 23:00 |
| 作業準備・打ち合わせ（高所作業車動作確認あり） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＬＥＤストリングス等取付け | 樹木１から樹木４まで順次取付け |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 取付け試験・評価・調整 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 点灯時間は17時頃～23時 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＬＥＤストリングス等取外し・後片付け |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※ＬＥＤストリングス等の取外し・後片付けについて作業に時間を要した場合は翌日に実施する場合がある。

取外し、後片付けを翌日とした場合、10時に入場し、15時頃までに退場とする。

（２）御堂筋

　　　実行委員会担当者が別途、指定する。

４　樹木イルミネーション以外について

　　　樹木イルミネーション以外の実証実験については、各関係機関と調整のうえ、実施方法・実施時期等を決定する。

５　その他

（１）実験に必要な機材、施工業者は、受注者が手配すること。ただし、ＬＥＤストリングスについては、大阪・光の饗宴実行委員会保有分を利用することができる。

（２）実行委員会担当者が指示する資料を作成すること。なお、提出時期等、資料作成に当たって疑義が生じた場合は、その都度、実行委員会担当者と協議・調整すること。